

静岡県告示第640号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定に基づき次のとおり告示し、申請書及び同法第15条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、令和2年11月4日までに、静岡県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和2年9月18日

静岡県知事 川勝平太

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社アーバン環境
静岡県三島市梅名11番地の1
代表取締役 織戸 卓祥
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
静岡県御殿場市神山字大野原1925番1989 外23筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ）
- 4 処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、ゴムくず
- 5 申請年月日
令和2年7月10日
- 6 縦覧場所
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）
静岡県東部健康福祉センター環境部廃棄物課（〒410-8543 沼津市高島本町1番3号）
- 7 縦覧期間及び時間
令和2年9月18日から令和2年10月19日まで
縦覧の時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- 8 意見書に記載すべき事項
 - (1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 9 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 提出方法
持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
 - (2) 提出先

縦覧場所と同じ